

久納会計FAXニュース



Kunoh Accounting Office

久納公認会計士事務所

令和6年度税制改正について

令和6年度税制改正法案が3月28日に可決成立し、この4月より施行されました。今回のFAXニュースは、その中で中小企業に関係がありそうな項目をピックアップしてみました。

1. 交際費等の損金不算入制度の延長及び拡充

中小企業では交際費の損金算入限度額は800万円となっていますが、この適用期限が3年間延長になり、令和9年3月31日までに開始する事業年度となりました。また、交際費から除かれる飲食費の金額基準が、一人当たり5千円以下から1万円以下に**拡充**となります。拡充措置は、**令和6年4月1日以後に支出する飲食費等から適用**されますので、3月末決算の会社以外は同一事業年度で、5千円基準と1万円基準の2つの基準が混在することになりますので、ご注意ください。

2. 所得拡大税制の拡充と繰越控除

従業員給与が増加した場合に税額控除が受けられる、いわゆる所得拡大税制は期限が3年間延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度までとなりました。

中小企業に適用される改正点としては、最大控除率（40%から45%）の拡大があります。従来は、給与等の増加割合が1.5%以上で15%、2.5%以上で30%の控除率が適用され、さらに上乗せ措置として、教育訓練費の増加割合が10%以上の場合、10%の控除率が加算されることによって、最大控除率30%+10%の40%となっていました。

今回の改正では、給与等の増加割合の変更はありませんが、下記のような上乗せ措置での変更・新設があります。

① 控除率10%の加算は、教育訓練費の増加割合が5%かつ教育訓練費が雇用者給与等支給額の0.05%以上となっていることが条件となりました（従来は、教育訓練費の増加割合が10%以上であることだけ）。

② 厚生労働省が実施する「くるみん認定(子育てサポート)」、「えるぼし認定(女性の活躍推進)」を受けることで、5%加算（新設）となりました。

③ 繰越税額控除の新設 所得拡大税制による控除限度額は法人税の20%までとなっているため、法人税が多くない場合に切り捨てとなっていた部分がありました。今回の改正では、この切り捨てとなっていた控除額を5年間の繰越し、次期以降の法人税から控除することが可能になりました。

大企業でも最大控除率（30%から35%）が拡大されていますが、詳細については割愛させていただきます。

3. 倒産防止共済の損金算入の規制

倒産防止共済は独立行政法人の中小機構が運営する共済制度で、月々5千円から20万円の掛け金を費用とし、最大で累計800万円まで積立ができるという、経費としながら外部積立が可能な大変有利な制度です。また、事前に手続きが必要ですが、1年分を前払できるため、最大240万を一時に費用化することも可能です。加えて、40か月（3年4か月）掛けていれば返戻率が100%になるため、全額返還されます。この制度の目的は得意先の倒産から会社を守ること、得意先が倒産した場合、掛金総額の10倍までの借入することが可能となっています。

しかし、実情は業績が予想よりも良くなりす

ぎた時に年額を一時払いすることで利益を圧縮したり、解約して新しい機械を買う原資に使うなど本来の目的にそぐわない使い方をされることが多かったようです。満額を解約した場合800万の利益が出てしまうため、再契約し掛金を年払いすることで240万を経費化し、560万の利益になるような調整が可能でした。

そのため、今回の改正で解約と再契約について規制がかかることになり、解約した後、再契約しても2年間は税務上費用にできなくなりしました。この規制は令和6年10月以降の再契約から損金算入が規制されます。

現在倒産防止共済に加入されており、解約を考えている場合は、解約時期などについて担当とご相談ください。

4. GビズIDとe-Taxの連携強化

e-TaxへのログインがGビズIDでできるようになります。これまで、国税の申請手続きには電子証明をカードリーダーなどで付与する必要がありましたが、GビズIDを使用する場合は省略されます。

GビズIDとは補助金の申請など行政サービスに使用されている共通認証システムのことです。印鑑証明やメールアドレスを登録するため、一度IDを取得しておけば、書面で手続きするときにも今まで窓口で取得していた証明書の発行も必要なくなることもあります。最近では、代表者であればスマホとマイナンバーカードでGビズIDの取得もできます。

5. 居住用分譲マンションの評価調整

いわゆるタワーマンションによる相続税の節税に規制が入りました。相続税法で不動産の評価は原則「時価」とされていますが、評価方法として土地は路線価、建物は固定資産税評価額による評価が税務上認められてきました。

しかし、令和4年に相続後にすぐに売却した

物件の相続税評価金額と時価に大きな乖離がある場合、相続税評価も時価で計算する必要があるという判決がでました。この判決については、他にもいろいろ理由はあるものの、相続税評価額1億3千万円の物件を、相続から9ヶ月後に5億1千万円で売却したため、このような判決となったと考えられています。

マンションの1室など区分所有の場合、敷地権について、建物が大きいほど小さく評価されてしまうこと、建物が何階にあるかに関係なく固定資産税評価額が計算されてしまうことなど相続税評価額が実態に見合わないケースが多くありました。そのため、築年数・総階数・住んでいる階・敷地持分の狭さを基準にして補正がかかることになりました。市場価格の理論値の6割に足りていなければ評価額が上がり、逆に理論値よりも高い場合は市場価格相当額まで評価を下げるように補正されます。条件によって補正率が変わりますので、個別の物件に関しては担当にお尋ねください。令和6年1月1日以降の相続・贈与から適用になります。

6. その他の延長措置

① 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置の適用期限が、令和8年12月31日までの3年間延長になりました。限度額の上乗せ措置の適用対象となる省エネ等住宅の家屋の条件に一部見直しがあります。

② 事業承継税制の特例承継計画等の提出期限が令和6年3月31日までとなっていましたが、令和8年3月31日までの2年間延長されました。ただし、適用期限（法人版：令和9年12月31日まで、個人版：令和10年12月31日まで）の延長はありません。

令和6年度の税制改正について解説しましたが、何か疑問・質問がある場合には、各担当者までお問い合わせください。

以上